

事 務 連 絡
平成 28 年 4 月 4 日

各局間連事務局長 殿

全 国 間 税 会 総 連 合 会
専務理事 吉田 一 宗



全間連推奨キャラクターの利用規程等について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素、当連合会の運営につきまして、ご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当連合会では、昨年 7 月 23 日 (木) に開催された全間連常任理事会において、「桑名間税会」から生まれたキャラクターである“かんちゃん・しょうちゃん”を「全間連推奨キャラクター」とすることで承認されたところです。

桑名間税会内にある「キャラクター推進委員会」においては、全間連の承認を踏まえ、これまでキャラクターに関する利用規程等について検討を重ねてきた結果、別紙のとおり利用規程等を取りまとめ、本年 4 月 1 日に開催された全間連企画会議に付議され了承されました。

つきましては、各局間連におきましては、傘下各会に対して適宜な方法により利用規程等の周知を図っていただくとともに、推奨キャラクターの積極的な活用・使用に努めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

* 利用規程等について

- (1) 「かんちゃん・しょうちゃん」利用規程
- (2) 「かんちゃん・しょうちゃん」着ぐるみ利用規程
- (3) 「かんちゃん・しょうちゃん」着ぐるみ貸出申込書

全国間税会総連合会推奨キャラクター「かんちゃん・しょうちゃん」利用規程

1 趣旨及び目的

全国間税会総連合会（以下「全間連」という。）の推奨キャラクター「かんちゃん・しょうちゃん」（以下「キャラクター」という。）の利用は、間税会のPR及び間接税・消費税の啓発活動に寄与すると認められる場合に許諾することとする。

2 権利の所在

キャラクターの権利は、商標権者である株式会社青山製作所（桑名間税会の青山茂孝会長が代表取締役である会社）が有する。

3 利用の申請

キャラクターを次に掲げる使用目的で利用する場合には、特段の申請を行うことなく使用することができるものとする。

- (1) 全間連、各局間連並びに傘下間税会及び会員（以下「利用会員等」という。）が印刷物、ホームページ等に使用する場合
- (2) 利用会員等が名刺及びステッカー等のグッズ製作に使用する場合
ただし、次に掲げる場合には、かんちゃん・しょうちゃん推進委員会（桑名間税会内に設置する委員会とし、以下「キャラクター推進委員会」という。）へ事前に連絡し、その許可を得ることとする。
 - (1) テレビ、新聞、雑誌などマスメディアへの露出を伴う場合
 - (2) 販売を目的としたグッズ製作の場合
 - (3) 使用目的が間税会のPRに直接関係しない場合

4 利用許諾の制限

次に該当する場合には、キャラクターの利用ができないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反する若しくは反すると認められる場合
- (2) 間税会の品位又は信用を損なうと認められる場合
- (3) 第三者の権利又は利益を害する場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援することに使用する場合
- (5) 風俗営業などに該当する業種に対して使用する場合
- (6) キャラクターのイメージを損なう恐れがあると認められる場合
- (7) 虚偽の内容若しくは事実を誤認する恐れがあることに対しての使用
- (8) その他、キャラクター推進委員会が適当でないと認める場合

5 利用料

キャラクターの利用料については、利用会員等が利用する場合には、当分の間、無料とする。

ただし、グッズを製作し販売するなど、利益を得るための利用については、キャラクター利用に関する運営管理費として、売上の5%をキャラクター推進委員

会に支払うものとする。

なお、この場合に生じる税金問題については、利用会員等の責任において適切に対応する。

6 利用上の遵守事項

キャラクターの利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された利用のみに使用すること
- (2) 4に掲げた利用許諾の制限に反することに使用しないこと
- (3) その他、協議が必要と認められる事項については、独断で判断せず、キャラクター推進委員会へ報告し、相談の上で使用する

7 経費等の負担

キャラクターを使用する上で、次に掲げる場合に該当するなど、別途費用が発生する場合には、利用会員等において負担するものとする。

- (1) 既存するキャラクター以外のポーズのイラストなどが必要な場合
- (2) 別途定める着ぐるみの利用及びそれに付随する制作物などが必要となった場合

8 損失補償などの責任

キャラクターを使用したことに起因する損害が生じた場合には、全間連及びキャラクター推進委員会は一切の責任を負わないものとする。

キャラクターを使用したことによる商品の瑕疵や、イベントなどで起きる事故などで第三者に損害を与えた場合には、利用会員等において全責任を負うものとする。

9 事務

この規定に関する事務は、キャラクター推進委員会（桑名間税会内、昭和印刷株式会社）が行う。

10 その他

この規定に定めのない事項については、キャラクター推進委員会と全間連が協議して決定することとする。

附則

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

全国間税会総連合会推奨キャラクター「かんちゃん・しょうちゃん」 着ぐるみ利用規程

1 趣旨及び目的

全国間税会総連合会（以下「全間連」という。）の推奨キャラクター「かんちゃん・しょうちゃん」（以下「キャラクター」という。）の着ぐるみを、間税会のPR及び間接税・消費税の啓発活動に寄与する目的で貸出しすることとする。

2 利用の申請

キャラクターの着ぐるみを利用しようとする場合には、利用会員等（全間連、各局間連並びに傘下間税会及び会員をいう。以下同じ。）が別紙に定める貸出申込書に必要事項を記入するか、又は桑名間税会ホームページの所定のフォームに記入した上で申請する。

ただし、利用に当たっては、使用の空き状況などをかんちゃん・しょうちゃん推進委員会（桑名間税会内に設置する委員会とし、以下「キャラクター推進委員会」という。）へ事前に確認する。

3 利用に関する注意点

利用に当たっては、別途定めるキャラクター利用規程のほか、次に掲げる事項にも注意する。

- (1) 着用に当たっては、必ず控室等で行い、人前では原則として行わないこと
- (2) キャラクターは原則2体同時に使用すること
ただし、イベントの内容や進行上1体で使用する必要がある場合には、その限りではないが、その場合でも「かんちゃん・しょうちゃん」という2体のキャラクターであることの明示は行うこと
- (3) 着ぐるみには、必ず補助者を1体につき1名以上付けること
- (4) 着ぐるみ内は暑くなるため、水分補給及び適宜休憩を取るなど、健康上の注意を十分に行うこと。
- (5) 着ぐるみ着用者は、以下の条件を満たすこと
 - ・年齢：高校生以上
 - ・身長：155～170cm
 - ・靴サイズ：27cm以内
 - ・肩幅：50cm未満
- (6) キャラクターのイメージを損なうため、無断でキャラクターに喋らせること（アテレコを含む。）はしないこと
ただし、イベントの進行上喋らせる必要がある場合には、利用会員等が別途費用を負担した上で、キャラクター推進委員会において音声を制作することとする。

4 利用料

利用に際しての費用は、1回につき30,000円（2体分・税別）とする。

なお、利用料は、振込み又は手渡しにより、キャラクター推進委員会へ支払うものとする。

5 貸出し及び返却

貸出しは、原則として手渡しとするが、手渡しが困難な場合には、キャラクター推進委員会と協議の上、配送により対応する。その場合の往復の運送費は、利用会員等が負担する。

利用後の返却にあたっては、使用後の処置を確認後速やかに返却することとするが、それが困難な場合には、キャラクター推進委員会と協議し、返却日を決定する。

6 破損などの保証

返却時にキャラクター推進委員会のスタッフが汚れや損傷の確認を行うこととし、損傷が認められた場合には、利用会員等の負担において修繕を行うこととする。

ただし、通常の利用により相当と認められる損耗に関しては、この限りではない。

7 貸出しの制限

次に掲げる場合には、利用を許可しない。利用承認後であっても取り消すものとする。

- (1) 利用申請の内容に虚偽があった場合
- (2) キャラクターの使用制限事項に抵触する場合
- (3) 天候や災害など、利用する上で危険が伴うとキャラクター推進委員会が判断した場合
- (4) その他、キャラクター推進委員会が適切でないと判断した場合

8 責任の所在

着ぐるみの利用において起きた事故・損害などは、全間連及びキャラクター推進委員会は一切の責任を負わないものとする。

利用会員等は、利用に際し安全面に十分に留意するとともに、事故が発生した場合には、利用会員等の責任において適切に処理するものとする。

9 その他

この規定に定めのない事項については、キャラクター推進委員会と全間連が協議して決定することとする。

附則

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

かんちゃんしょうちゃんキャラクター推進委員会（昭和印刷株式会社内）宛

FAX：0594-21-9595

かんちゃんしょうちゃん着ぐるみ貸出申込書

申込書	団体名	
	代表者	
	担当者	
	住所	〒
	TEL	
	FAX	
	緊急連絡先（携帯）	

イベント名	
イベント内容	
会場（使用場所）	
イベント開催期間	平成 年 月 日（ ）～ 月 日（ ）
貸出希望期間	平成 年 月 日（ ）～ 月 日（ ）
貸出方法	☐ 昭和印刷まで取りに行く ☐ 配送手配希望 送り先住所：
その他連絡事項	

※ 注意事項

- 1 利用料（1回30,000円）を貸出時までにお支払いください。
- 2 着ぐるみの取扱いには、十分に気をつけてください。
- 3 火気及び危険物の付近での使用、雨天時での野外使用は避けてください。
- 4 着ぐるみにカビが生えるのを防ぐため、使用後は必ず陰干ししてください。
- 5 着ぐるみの又貸しは禁止します。申込書に記載したイベントでのみ使用してください。
- 6 返却前に必ず破損、汚れなどがいないか確認し、汚れは落として返却ください。
- 7 キャラクターのイメージを損なうため、無断で喋らせる（アテレコを含む。）ことは行わないでください。キャラクターに喋らせる必要がある場合には、キャラクター推進委員会へ別途音声製作についてご相談ください。音声制作費30,000円～ 承ります。